

現 行	改 正 案
<p>II 貸金業者の監督に当たっての評価項目</p> <p>（中略）</p> <p>II-2-10 禁止行為等</p> <p>（1） 主な着眼点</p> <p>（略）</p> <p>（2） 留意事項</p> <p>① （略）</p> <p>② 法第12条の6第4号の規定は、貸金業者が業務を運営するに当たり不適切な行為を禁止するものであり、「偽りその他不正又は著しく不当な行為」に該当するかどうかは、個別の事実関係に則して、資金需要者等の利益を害する程度や業務の不適切性の程度を総合的に勘案して判断することとなるが、例えば、貸金業者が次のような行為を行う場合は、当該規定に該当するおそれが大きいことに留意する必要がある。なお、「不正な」行為とは違法な行為、「不当な」行為とは客観的に見て、実質的に妥当性を欠く又は適当でない行為で、不正（違法）な程度にまで達していない行為をいう。</p> <p>イ.～ホ. （略）</p>	<p>II 貸金業者の監督に当たっての評価項目</p> <p>（中略）</p> <p>II-2-10 禁止行為等</p> <p>（1） 主な着眼点</p> <p>（略）</p> <p>（2） 留意事項</p> <p>① （略）</p> <p>② 法第12条の6第4号の規定は、貸金業者が業務を運営するに当たり不適切な行為を禁止するものであり、「偽りその他不正又は著しく不当な行為」に該当するかどうかは、個別の事実関係に則して、資金需要者等の利益を害する程度や業務の不適切性の程度を総合的に勘案して判断することとなるが、例えば、貸金業者が次のような行為を行う場合は、当該規定に該当するおそれが大きいことに留意する必要がある。なお、「不正な」行為とは違法な行為、「不当な」行為とは客観的に見て、実質的に妥当性を欠く又は適当でない行為で、不正（違法）な程度にまで達していない行為をいう。</p> <p>イ.～ホ. （略）</p>

現 行	改 正 案
<p><u>（新設）</u></p> <p>△. 資金逼迫状況にある資金需要者当の弱みにつけ込み、次に掲げる行為を行うこと。</p> <p>a. ～ c. （略）</p> <p>ト. 確定判決において消費者契約法（平成12年法律第61号）第8条から第10条までの規定に該当し無効であると評価され、当該判決確定の事実が消費者庁、独立行政法人国民生活センター又は同法に規定する適格消費者団体によって公表されている条項と、内容が同一である条項を含む貸付けに係る契約（消費者契約に限る。）を締結すること。</p> <p>（以下略）</p> <p>Ⅱ－2－13 過剰貸付けの禁止</p> <p>貸金業者は、過剰貸付けの抑制のために導入された、個人顧客の年収等から算定される当該個人顧客に係る基準額を超える貸付け等を原則禁</p>	<p>△. <u>資金需要者等が障害者である場合であって、その家族や介助者等のコミュニケーションを支援する者が存在する場合に、当該支援者を通じて資金需要者等に契約内容を理解してもらう等の努力をすることなく、単に障害があることを理由として契約締結を拒否すること。</u></p> <p>ト. 資金逼迫状況にある資金需要者等の弱みにつけ込み、次に掲げる行為を行うこと。</p> <p>a. ～ c. （略）</p> <p>チ. 確定判決において消費者契約法（平成12年法律第61号）第8条から第10条までの規定に該当し無効であると評価され、当該判決確定の事実が消費者庁、独立行政法人国民生活センター又は同法に規定する適格消費者団体によって公表されている条項と、内容が同一である条項を含む貸付けに係る契約（消費者契約に限る。）を締結すること。</p> <p>（以下略）</p> <p>Ⅱ－2－13 過剰貸付けの禁止</p> <p>貸金業者は、過剰貸付けの抑制のために導入された、個人顧客の年収等から算定される当該個人顧客に係る基準額を超える貸付け等を原則禁</p>

現 行	改 正 案
<p>止する総量規制（本監督指針において「総量規制」という。）を遵守することをはじめ、貸付けの契約を締結するに当たっては、顧客等の収入又は収益その他の資力、信用、借入れの状況、返済計画その他の返済能力を十分に調査する義務があり、調査の結果、その顧客等の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結してはならない。</p> <p>上記を踏まえ、貸金業者においては、過剰貸付けの防止のための適切な態勢を構築する必要がある。</p> <p>（１）主な着眼点</p> <p>① イ.（略）</p> <p>ロ. 法令等を踏まえた返済能力調査の実施態勢の構築</p> <p>a.（略）</p> <p>b. 社内規則等に則り、返済能力調査を適切に実施する態勢が整備されているか。検証に当たっては、例えば以下の点に留意する。</p> <p>i）（略）</p> <p>ii）借入申込書に借入希望額、既往借入額（例えば、他の貸金業者、銀行等からの借入れの額。以下同じ。）、年収額等の項目を顧客自身に記入させること等により、顧客の借入の意思を確認しているか。</p>	<p>止する総量規制（本監督指針において「総量規制」という。）を遵守することをはじめ、貸付けの契約を締結するに当たっては、顧客等の収入又は収益その他の資力、信用、借入れの状況、返済計画その他の返済能力を十分に調査する義務があり、調査の結果、その顧客等の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結してはならない。</p> <p>上記を踏まえ、貸金業者においては、過剰貸付けの防止のための適切な態勢を構築する必要がある。</p> <p>（１）主な着眼点</p> <p>① イ.（略）</p> <p>ロ. 法令等を踏まえた返済能力調査の実施態勢の構築</p> <p>a.（略）</p> <p>b. 社内規則等に則り、返済能力調査を適切に実施する態勢が整備されているか。検証に当たっては、例えば以下の点に留意する。</p> <p>i）（略）</p> <p>ii）借入申込書に借入希望額、既往借入額（例えば、他の貸金業者、銀行等からの借入れの額。以下同じ。）、年収額等の項目を顧客自身に記入させること等により、顧客の借入れの意思を確認しているか。</p>

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">（以下略）</p> <p>（新設）</p>	<p style="text-align: center;">（注）顧客が障害者である場合であって、その家族や 助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を 補佐して代筆対応等を行う場合にも、顧客本人の借 入れの意思が適切に反映されていることを慎重に確 認する必要があることに留意する。</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p> <p>Ⅱ－２－２２ 障害者への対応</p> <p>（１）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律 第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）により、事業者には、 障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の努力義務 が課せられているところである。</p> <p>また、貸金業者については、「金融庁所管事業分野における障害を理 由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成 28 年告示第 3 号 。以下「障害者差別解消対応指針」という。）において、これらの具体 的な取扱いが示されている。</p> <p>障害者への対応に当たって、資金需要者等の保護及び利用者利便の 観点と合わせ、障害者差別解消法及び障害者差別解消対応指針に則り</p>

現 行	改 正 案
	<p><u>適切な対応を行うとともに、対応状況を把握・検証し対応方法の見直しを行うなど、内部管理態勢が整備されているかといった点に留意して検証することとする。</u></p> <p><u>（2）監督手法・対応</u></p> <p><u>日常の監督事務や、障害者からの苦情等を通じて把握された貸金業者における障害者への対応に係る課題については、深度あるヒアリングを行うことにより内部管理態勢の整備状況を確認することとする。</u></p> <p><u>また、貸金業者の内部管理態勢の整備状況に疑義が生じた場合には、必要に応じ、報告（法第 24 条の 6 の 10 の規定に基づく報告を含む。）を求めて検証することとする。当該整備状況に問題が認められる場合には改善を促すこととする。</u></p>